

## 令和4年度 要保護・準要保護に認定された方へ（市外の公立校及び国立・都立・私立校へ就学されている方）

- 各支給項目の振込み通知は省略させていただきますので御了承願います。なお、支給時期については下表の「支給時期等」欄を参照願います。
- 支給時期については、あくまでも予定であり、事情により遅れることもありますので御了承ください。また、小・中学校で支給時期が異なる場合もあります。
- 義務教育学校は、小学校を「前期課程」、中学校を「後期課程」と読み替えてください。

支給項目 (右欄は支給対象者認定区分)	要保護	準要保護	内 容	支給時期等 (下記支給予定日が金融機関休業日の場合は前営業日に支給) (年度途中認定の方はこの時期とは異なる場合があります)		
				市外公立学校	国立・都立・私立学校	
新入学学用品費等 (1年生)	×	○	通学用服・靴・鞆の購入費用	小学校	54,060円 (★3,000円)	7月下旬(29日頃の予定) ※対象者は、5月1日現在、準要保護認定の方。 ★入学前の3月に「新入学準備金」の支給を受けた方は、差額分として()内の金額を支給いたします。
				中学校	60,000円	
1年生の学用品費等	×	○	学用品の購入費 校外活動費(日帰り)	小学校	6,615円	前期・・・7月下旬(29日頃の予定) 後期・・・12月下旬(20日頃の予定) ※対象者は、前期は5月1日現在、 後期は11月1日現在、準要保護認定の方。
				中学校	12,520円	
2年生以上の学用品費等	×	○	学用品・通学用品の購入費 校外活動費(日帰り)	小学校	7,750円	
				中学校	13,655円	
校外活動費(宿泊)	○	○	移動教室(小6を除く)の参加費用 (小・中ともに、就学期間中1回に限る)	小学校	実際にかかった費用 小学校:上限3,690円 中学校:上限6,210円	前期・・・11月下旬(25日頃の予定) (4月から9月までの実施行事分) 後期・・・翌年4月中旬(14日頃の予定) (10月から翌年3月までの実施行事分)
				中学校		
修学旅行費	○	○	移動教室(小6)修学旅行の参加費用 (小・中ともに、就学期間中1回に限る)	小学校	実際にかかった費用 小学校:上限22,690円 中学校:上限60,910円	
				中学校		
体育実技用具費	×	○	体育の授業で使用する柔道着 剣道用具の購入費用	中学校	実際にかかった費用 柔道着:上限 7,650円 剣道用具:上限 52,900円	前期・・・11月下旬(25日頃の予定) (4月から9月までの購入費用) 後期・・・翌年4月中旬(14日頃の予定) (10月から翌年3月までの購入費用)
学校給食費(※1)	×	○	学校給食の費用 (学校給食法第11条第2項に規定する費用)	小学校	実際にかかった費用	対象外
				中学校		
医療費等(※1)	○	○	学校病の治療費 (トラコーマ、結膜炎、白癬、疥癬、膿疱疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、う歯及び寄生虫病)	小学校	実際にかかった費用	対象外
				中学校		
	×	○	学校生活管理指導表の発行に 要する費用 ただし、就学前の発行のもの及び 保険適用のものは対象外。	小学校	実際にかかった費用 上限 4,720円	対象外
				中学校		
新入学準備金 (6年生)	×	○	通学用服・靴・鞆の購入費用	小学校	60,000円	3月上旬(1日頃の予定) ※対象者は、2月1日現在、準要保護認定の方。 ※この支給を受けた方は、中学校入学後の「新入学学用品費等」は支給対象外となります(「新入学準備金」と同等の費用となるため)。
オンライン学習通信費	×	○	オンライン学習にかかる通信費	小学校 中学校	7,000円 (1世帯あたり)	前期・・・9月下旬(22日頃の予定) 後期・・・1月下旬(25日頃の予定) ※対象は、前期は5月1日現在、後期は11月1日現在、 準要保護認定されている世帯。

- 支給項目及び内容説明で、特に学年の明記がない項目は全学年が対象となります。
- 要保護認定者で「×」となっている費用については、福祉事務所(福祉部生活福祉地区第一、第二課)へお問い合わせください。
- ※1 通学校を管轄する教育委員会にて支給対象とならない場合に限り、八王子市から支給します。